

平成30年度第1回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時 平成30年6月27日(水) 10時00分から12時00分まで
場 所 平塚市役所本館3階 303会議室
出席委員 原田会長、陶山副会長、佐藤委員、白石委員、市川委員、椎野委員、小宮委員、曾我委員、河邊委員、西田委員
(10名)
事務局 環境部長、環境政策課長、資源循環担当長、収集業務課長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、施設整備・広域担当長、環境事業センター担当長、リサイクルプラザ担当長、破碎処理場担当長、上家主査
(11名)
傍聴者 あり
(1名)

《委嘱式》

○審議会の開催に先立ち、審議委員に委嘱状を交付する。委員の任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間。

○各委員から自己紹介。

○会長に原田委員、副会長に陶山委員を選任。

《以下、審議会の開催》

○環境部長挨拶

○事務局自己紹介

(事務局)

これより「3 議題等」に入ります。「(1) 審議会等の会議の開催」について、事務局から御説明いたします。平塚市情報公開条例第31条に基づきまして、本日の審議会は公開といたします。本日の会議の傍聴者は、1名の方でございます。平塚市廃棄物対策審議会の委員は総勢11名でございまして、本日の出席者は10名となっており、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第5条に定められている過半数の6名に達しております。よって、会議は成立していることを御報告いたします。それでは、これより平成30年度第1回平塚市廃棄物対策審議会を開催します。これ以降の議事については、原田会長に進行をお願いします。よろしくをお願いします。

(会長)

今年度は昨年度末に市長に答申しました、「戸別収集に関する調査研究」を踏まえた論議をしていきたいと思っております。全体として4回の審議会を開催して、毎回戸別収集の社会実験に向けた論議を展開していきたいと考えております。順を追って、着実に議論を深めていきたいと考えておりますので皆様の御協力をお願いいたします。それでは、今年度のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1を御覧ください。平成30年度の主なスケジュール案になります。今年度の審議会の開催は全部で4回を予定しています。内容は、主に昨年度末の答申を踏まえた、戸別収集に関する議論です。具

体的には、前半の6月、8月、10月に福祉収集の拡充に関する議論を行い、エリアを指定した社会実験に関するものは後半の10月と1月に行う予定です。なお、8月の第2回目の審議会では、国立環境研究所から多島研究員をお招きし、高齢者のごみ出し支援に関して、御講演をいただく予定です。また、皆様に事前送付した通知の中には、「議題等予定」として、「一般廃棄物の処理手数料等の改定について」が含まれておりましたが、来年10月に消費税の値上げが予定されていることや、本市において事業系ごみの搬入に関する開封調査の実施等を今年度行うことなどを踏まえまして、その影響を見ながら、事業系ごみの搬入料金の改定については、改めて考えていきたいと思っております。以上です。

(会長)

資料1について、何か御質問はありますか。

(委員)

日程は決まっていますか。

(事務局)

講師の御都合等もありまして、8月22日(水)の午後2時からを予定しています。

(会長)

それでは、皆さん御予定の確保をお願いします。他に何かありますか。

(全委員)

なし。

(会長)

さて、今回半数近くの方が、新たに委員を委嘱されたところですので、はじめに、平塚市のごみ処理に関する計画がどのようなものであり、進捗はどのようなものかを含め理解を深めていただくことは、戸別収集の議論においても必要な過程になるかと思っております。そこで、議題等「(2)平塚市一般廃棄物処理基本計画について」、事務局から資料をそろえていただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。

- ・資料2 平塚市一般廃棄物処理基本計画
- ・資料3 戸別収集の調査研究について(答申)
- ・資料4 要介護・要支援度の目安
- ・資料5 福祉収集の拡充について

そして、本日、「次第」と「委員名簿」もあわせて配布しております。こちらも含め、不足資料がございましたらお知らせください。

(全委員)

不足書類なし。

(事務局)

資料2「平塚市一般廃棄物処理基本計画について」を御説明します。目次を御覧ください。本計画は、

廃棄物処理法に基づく法定計画で、区域内の一般廃棄物処理に関し、定められた内容を記載しています。第1章では、改訂計画の概要として、計画の趣旨、位置づけ、目標年度などを、第2章では、平塚市の概況等として、平塚市の地勢や人口動態のほか、関連法令や国・県の計画を、第3章では、ごみ処理に関する全般的な計画を、第4章では、し尿や浄化槽汚泥といった生活排水処理に関する内容を記載しています。

1ページです。この計画は、平成27年3月に改訂したのですが、背景として、国・県の計画改訂や、平塚・大磯・二宮ブロックのごみ処理広域化計画などを踏まえたものであることを記載しています。

2ページです。関連法や、上位計画との関係図になります。

3ページです。計画の初年度を平成27年度として、中間目標を平成29年度、最終目標を平成32年度に置いています。対象の範囲は、平塚市内から発生する一般廃棄物です。一般廃棄物については、家庭系・事業系の両方が含まれます。

4ページです。4ページから10ページは、平塚市の概況として、地勢・気候・人口動態・産業の動向などを記載しています。

11ページです。11ページから16ページは、関連する法令、国・県の計画、市の計画などから、廃棄物に関連する内容を抜粋しています。

17ページです。ここから56ページまでが、ごみ全般に関する内容です。17ページでは、近年のごみ処理事業の変遷を、そして、下段から18ページにかけては、平塚市のごみの分別区分を記載しています。また、18ページ下段から19ページにかけては、ごみ処理に関する体制を、「収集・運搬」「中間処理」「最終処分」の順に記載しています。

19ページです。ごみの区分ごとに処理の流れを記載しています。20ページは図示したものです。たとえば、一番上の燃せるごみ（可燃ごみ）については、ごみ焼却施設で焼却したあと、焼却灰を民間の資源化業者で処理していることがお分かりいただけるかと思います。

21ページです。23ページ上段にかけて、ごみ焼却施設、粗大ごみ破碎処理施設、資源化等施設、一般廃棄物最終処分場の4施設について、概要を記載しています。

23ページです。ここから、26ページ上段にかけては、改訂計画を策定した時点での、23ページにごみの排出量を、24ページに処理量を、25ページにごみ組成を、26ページに資源化量を、平成21年度以降の推移として記載しています。

26ページ下段です。ここから、27ページにかけては、改訂計画を策定した時点での、清掃事業費の推移を記載しています。

28ページです。ここから、36ページにかけては、改訂計画を策定した時点での、前計画の評価と課題を記載しています。たとえば、28ページの数値目標については、排出量は目標以上の減量化が達成できているものの、資源化率や最終処分量は目標に達していませんでした。29ページから31ページ上段では、ごみの減量化や資源化に関する評価を、31ページの中段から33ページにかけては、ごみの収集運搬や、処理に関する評価を行っています。

34ページです。ここでは、平塚市の状況を、同じような規模の自治体や国・県の平均と比較しています。

35ページです。36ページにかけては、改訂計画を策定した時の課題を挙げています。

37ページです。ここからは、この改訂計画における内容になります。37ページでは、基本理念として、3Rに先立ち、リデュースとリユースの2Rを可能な限り進め、廃棄物の適正な処理と資源化を可能な限り進め、地域における循環型社会の構築に努めることを記載しています。

38ページです。基本方針として、「3Rに基づく廃棄物処理システムづくりの推進」「安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりの推進」「経済性を考慮した効率的な事業運営の推進」「平塚・大磯・二宮ブロック処理の推進」の4つを掲げています。

39ページです。ここから43ページにかけての第4節は、改訂計画における目標値を記載したもの

です。

40ページです。表3-23は、改訂計画策定時の施策をそのまま実施したものとして推計した値を現状予測としています。表3-24では、新たな施策を加えた値を目標予測としています。この改訂計画では、表3-24の目標予測を前提に施策を展開するものとしています。

41ページです。これは、ごみの排出抑制・減量化の目標値になります。表3-25では「原単位」という表現を用いていますが、これは、1人1日当たりのごみの排出量のことです。例えば、表の中にH25の文字を御確認いただけるかと思いますが、この欄のすぐ右を御覧いただきますと、907とあります。これは、1人1日当たり換算すると907グラムのごみが排出されているという意味です。確定値である平成28年度の原単位は、897グラムです。同年度の目標推計値が908グラムですので、計画以上の減量が進んでいることとなります。また、この列の隣に「家庭系ごみ原単位」とあります。これは先ほどの原単位から資源再生物の量を除き、家庭系ごみに限定し、改めて計算した値のことです。確定値である平成28年度の原単位は、506グラムです。同年度の目標推計値が528グラムですので、計画以上の減量が進んでいることとなります。

42ページです。資源化率の目標値になります。資源化率の算出は、資源化した量を、ごみの総排出量で除したものになります。資源化量の内訳ですが、市民の皆様が資源再生物として分別排出しているもののほかに、環境事業センターからの焼却残渣の資源化等が含まれています。平成28年度の資源化率は、24.9%です。同年度の目標推計値が26.5%ですので、1.6%ほど、目標推計値には達していない状況です。理由としては、目標推計値としての総排出量以上に、総資源化量の減量幅、減少率が高かったことが挙げられます。この点を、総資源化量の面から見てみますと、目標推計値に対して、約1,500トン届いていないこととなります。内訳としては、古紙、剪定枝、金属類が少なかったことがこのことにつながったと考えています。

43ページです。最終処分量の目標値になります。確定値である平成28年度の最終処分量は、793トンです。基準年度の平成19年度比較において、9,743トンの削減量となっていますので、削減率は92.4%です。従いまして、同年度の目標削減率がマイナス87.2%ですので、目標には達している状況です。

44ページです。この第5節は、第4節で設定した目標値の実現にむけて、施策の方向性や内容を、市・市民及び事業者の別に役割とともに記載しています。たとえば、44ページの、(1)家庭系ごみの排出抑制・減量化の中には、2段落目に、「食品廃棄物を削減するためには、食品ロスの現状や食材の「賞味期限」「消費期限」に対する理解を深める」ことをリード文に記載しています。そして、その取組として、「①生活スタイルを見直す呼びかけ」の中に、3段落目に「食品廃棄物を削減するためには、食材の使い切りや過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減、エコクッキングの実践、水切りネットや水切りグッズの利用など、市民が家庭で取り組むことのできる方策を、市民団体などと協力して普及啓発します」とあります。大関委員のフードバンクひらつか様におかれましては、毎月、市役所1階のホールで、食品ロス対策の一環として、フードドライブを実施いただいておりますが、本計画上の位置づけは、こうしたところになります。

45ページです。ここでは、事業系ごみに対する排出抑制と減量化に関する内容を記載しています。先程、市全体の減量化については、推計目標値のとおり堅調に削減している旨の御説明をしましたが、詳細に見ていくと事業系ごみは横ばいなし、増加の兆しがみられます。今年度は、事業系ごみの開封調査を行い、排出抑制につながる取組を実施していきます。下段から46ページは、資源化の推進として、分別の徹底以外に、資源化品目の拡大について記載しています。

46ページです。「4. 家庭系ごみの有料化と戸別収集の検討」については、平成26年3月に「家庭系ごみの有料化」と題して、廃棄物対策審議会から提言をいただいたところです。この流れの中で、今年3月に同じく廃棄物対策審議会から「戸別収集の社会実験について」、答申書をいただきました。この点については、資料3で改めて御説明いたします。

47ページです。ここから51ページにかけては、市、市民、事業者が、それぞれの役割のもと講ずべき方策が記載されています。市の役割としては、ごみの適正処理のほか、普及啓発のためのごみ通信等の情報紙の発行、施設見学会の実施、小学4年生を対象としたごみ学級の開催等を記載しています。

48ページです。ここでは、市民の役割として、3Rを意識した実践について記載しています。具体的には「①食材の消費期限と賞味期限の理解」「②エコクッキングによる調理の工夫」といった食品ロス対策のほか、「③容器包装廃棄物の排出抑制」などを記載しています。

50ページです。ここでは、事業者の役割として、ごみの適正処理以外に、製品を製造する段階から率先して再生資源を使用するとともに、リサイクル可能な商品の開発や製品が流通ルートにおいて資源として有効活用されることを念頭に、物の製造・販売を推進することを記載しています。

52ページです。この第6節は、ごみの適正処理に関して、52ページから53ページにおいて、「収集・運搬計画」を、以降、「中間処理計画」「最終処分計画」を記載しています。今年度、議論の対象となっている戸別収集については、52ページの下段の箇条書きにおいて、下から4つ目のところに「高齢者や身障者に配慮したごみの収集体制を検討します」、53ページの上から2つ目の「家庭ごみの収集・運搬の利便性及びごみステーションに関する諸問題を踏まえ、戸別収集について状況に応じ検討します」と記載しているところが、議論の根拠となっています。

56ページです。その他にごみ処理に関する事項として、市民活動の推進を図るために平塚市ごみ減量化推進委員会、平塚市地区美化推進委員長連絡協議会の協力をいただいているところですので、そうした内容の紹介や、災害廃棄物対策や不法投棄、不適正排出対策といった内容を記載しています。

58ページです。ここから70ページまでは、生活排水処理に関する計画になります。一般廃棄物の種類というのごみだけかと思われるかもしれませんが、し尿や浄化槽汚泥といったものも含まれます。そのため、この部分については、改めて第4章として章立てしています。

59ページです。図4-1には、し尿や浄化槽汚泥を委託業者が汲み取りしたあとの搬入先として、大磯町し尿処理施設を記載しています。

60ページです。表4-2には、生活排水処理形態別の人口の推移を記しています。生活排水処理率は、平成25年度現在で99.1%となっています。

67ページです。表4-13では、し尿及び浄化槽汚泥量の今後の予測として、処理量は減少する見込みであることを記載しています。

以上、簡単ではありますが、本市の一般廃棄物処理計画の概要についての説明を終わります。

(会長)

ただいま、事務局から資料2について説明がありました。何か御質問、御指摘はありますか。

(全委員)

なし。

(会長)

次に、今年3月に、廃棄物対策審議会としてとりまとめました、「戸別収集に関する調査研究について」、事務局から資料が提示されておりますので、説明をお願いします。

(事務局)

資料3「戸別収集に関する調査研究について(答申)」を御覧ください。

1ページです。この諮問書は調査研究というかたちをとっておりますので、目次のとおり、「Ⅲ 調査研究の進め方」「現況把握」「仮説」「検証」といった項目立てとなっております。

2ページです。「1. はじめに」として、ここでは諮問に至る背景を含め、この2年間の間に何を、

どういった観点で検証してきたのかを簡単に記載しております。

3ページから4ページです。3ページでは、戸別収集の調査研究を依頼した理由を記載しております。四角で囲っている箇所は、諮問書の内容を抜粋したものです。諮問の契機となりました「現況の収集体制を最大限に活用することで、戸別収集に要する経費を抑制できないか検討している」点に下線を付しています。

4ページでは、そうした理由に基づきまして、廃棄物対策審議会で、調査研究した内容を2点、記載しています。1点は、戸別収集の対象として考えるべき「ごみの区分」、もう1つは、先ほどの「現況の収集体制を最大限に活用」し、戸別収集を実施する場合の条件に関する内容です。

5ページです。ここでは、調査研究の進め方を、「STEP1」から「STEP6」に至る内容をフローとしてまとめています。

6ページです。6ページから12ページまでは、平塚市の現況を記しています。人口、世帯数、ごみの種類ごとの量、ごみ集積所の数などを整理しています。

13ページです。13ページから15ページまでは、現在戸別収集を実施している都市を例に住宅数、戸建て・集合住宅の割合、世帯密度、面積、道路状況等を整理しています。

16ページです。戸別収集の特性を明確にするため、ごみ集積所と戸別収集方式の比較を整理しています。

17ページです。戸別収集の方法をイメージするため、大和市の例を転記しています。

18ページです。戸別収集を行っている都市の現況と、先ほどの本市の現況を基に、本市が戸別収集を導入した場合の、車両数と人員数を試算した結果を記載しています。

19ページです。平成29年2月から3月にかけて、自治会等にアンケート調査を実施する前に、廃棄物対策審議会として「中間まとめ」を行った内容です。下段の「中間まとめの結論（仮説）」にあるように、ポイントは「現在のごみ収集体制を最大限活用した可燃ごみの戸別収集が必要」との内容です。そして、この「仮説検証の在り方」については、「この中間まとめをもとに日頃からごみ集積所やごみの分別及び排出等に関わりのある団体等にアンケートを実施し、戸別収集に対する市民ニーズの把握に努めて」ほしいとされたところです。

20ページです。19ページまでの内容を踏まえて実施したアンケート調査の内容が、20ページから27ページです。

21ページです。ここでは、「ごみ集積所への不満」の割合について、「ア」では全体的な傾向を、「イ」ではそのうち「自宅前の道路上にごみ集積所がある戸建て住宅者」のみを対象として、結果を抽出しています。まず、「ア」ですが、全体としては、ごみ集積所に不満が「ある」と回答した割合は54%、「ない」と回答した割合は45%との結果です。所属団体別に不満の割合を見ると、自治会関係が59%、地区美化推進委員会関係が55%、ごみ減量化推進員関係が45%となっています。次に「イ」ですが、最も不満の割合が高かった「自治会関係」のうち、自宅前にごみ集積所がある戸建て住宅の方は、不満の割合が57%となっています。

22ページです。ごみ集積所への不満の理由について、多い順に項目を列挙しています。「不分別のままごみ出しをする人がいる」「カラス被害等によりごみ集積所が荒らされる」「自治会によるごみ集積所の設置や維持管理に対する困難性」といったところが上位に挙げられています。

23ページです。戸別収集の実施希望に対する全体的な割合です。図18が共同住宅に関するもので、実施希望は14%、下段の図19の戸建て住宅に関しては50%の希望割合となっています。戸建て住宅の実施希望が多い結果になっています。

24ページです。所属団体別の戸別収集に対する実施希望です。表17では、実施希望の多い順に、「自治会関係」48%、「地区美化推進委員会関係」46%、「ごみ減量化推進員関係」32%と続きます。表18では、そのうち、戸建て住宅に限定した場合がありますが、先程より、4ポイントから10ポイントほど高くなっています。

25ページです。表19は、戸別収集の優先順位を記載しています。希望の多い順に可燃ごみを週2回収、次に可燃ごみを週1回収となっています。図20は、戸別収集を実施することによる弊害です。自宅敷地内にゴミ置き場が設置されることとなりますので、それに伴い「カラスや猫による被害が増える」「ゴミ置き場が増えることにより景観面が悪くなる」といったところが上位に挙げられています。

26ページです。図21は、戸別収集に対する主な賛成又は、肯定的な意見を集約したものです。その意見の中から、諮問に関連すると思われる内容を抜粋したのが、下の箇条書きです。この中には、諮問内容に含まれておりました、直営収集の最大限の活用の仕方として、「収集効率」「収集回数」「収集対象の限定」といった点を抽出することができます。

27ページです。これは反対に戸別収集に関する反対又は、否定的な意見です。「収集対象の限定」「既存のゴミ集積所回収に対する効率性の声」「戸別収集を実施する場合の受益者負担に対する基本的な考え方」などの条件を、抽出することができます。

28ページです。アンケートの調査結果と、19ページで記した廃棄物対策審議会としての中間まとめの内容比較をしたものです。「ア 戸別収集の対象とするごみの区分の考え方」ですが、審議会としての中間まとめでは「可燃ごみ」を挙げていました。一方、アンケート調査においても、「可燃ごみ」に対するニーズが最も高かったことは先ほどのとおりです。また、収集頻度は週2回が最も多く、次に週1回という結果でした。なお、考慮すべき意見として、資源再生物買上金が自治会運営の重要な資金になっているため、戸別収集の対象からは外してほしいといった内容のものがありません。次に、「イ 戸別収集を導入するための家庭系ごみ量等の条件設定の考え方」ですが、審議会としての中間まとめでは「現在のごみ収集体制を最大限に活用」というのが内容でした。一方、アンケート調査では、「収集エリアの限定」「収集頻度の工夫」「収集対象者の限定」といったことが記載されていました。ここでは、戸別収集を実施する場合の受益者負担に対する基本的な考え方や、現在のごみ集積所回収に対する効率面からの評価もありました。

29ページです。以上のアンケート調査の結果を踏まえた評価と考察が29ページから30ページです。「ア 戸別収集の効果」では、戸別収集の実施により、歩道や道路にごみ置き場がなくなることから「公道上の安全」「景観面の改善」「公衆衛生の保持」が期待できること、また、ごみ置き場が自宅敷地内に設置されるため、維持管理面において、嫌悪感を抱く者がいる一方、自らの責任においてごみを排出することから、ごみ集積所の設置につきまとう不公平感、ごみの減量化や分別が推進される効果が期待できるとする声は、住居形態に関わらず多いと、まとめることができます。「イ 既存のステーション（ごみ集積所）回収に対する評価」については、前項のように不公平感を感じる声がある一方で、収集の手間や人件費等の点から効率的とする声も多かったと、まとめることができます。「ウ 戸別収集の実施に対する期待値」については、今回のアンケート調査結果をもとに所属団体別にクロス集計をしたところ、ごみ集積所に最も不満の声が多かった「自治会関係」においても、実施希望は59%であること、このうち、自宅前にごみ集積所があり、かつ戸建て住宅の方においては57%であることというように、全体的な期待値の割合と近似する結果であったこと。そして、これは上記のごみ集積所回収に対する効率性への評価と、戸別収集と家庭系ごみ袋の有料化の直接的な関係に賛成の意を示していないことが背景にあると推察されると、まとめることができます。次に「エ 戸別収集の対象と考えられるごみの区分」については、アンケート調査結果から、希望が多かった順に可燃ごみの週2回収、次に可燃ごみの週1回収と続くこと、資源再生物については、既存の買上金制度が自治会収入に及ぼす影響を鑑み慎重とすべき声が見られていることから、ここでは可燃ごみに限った実施を考えるべきと、まとめることができます。次に「オ 費用負担の在り方」についてですが、既存のごみ集積所回収の効率性に対する優位性や、市内の44%が集合住宅であること等を踏まえると、市内の全戸を対象とした戸別収集に対する期待値は高いとは言えないこと。このことを裏付けるのが、戸別収集を希望する「者」や「エリア」を限定した場合における容認の声であり、その実施にあたり必要となる経費については、

使用者から受益者負担により徴収すべきであるとする声であること。ただし、こうした受益者負担を求める「者」の中でも高齢社会等を背景とした高齢者や介護者等を支援する目的での戸別収集については、例外にすべきとする考えも示されていること。この場合、収集対象となる住居形態は集合住宅も含まれるとまとめることができます。次に「カ 戸別収集の導入条件に関するアイディア」についてですが、戸別収集の実施を希望する者に対しては、既存の可燃ごみの収集頻度を週2回から週1回に変更することで経費等の削減を試みる案が示されていること。また、収集の効率性を踏まえた地域の設定や、収集対象を高齢者等の生活支援を必要とする者に限定する案も示されていると、まとめることができます。

31ページです。ここでは廃棄物対策審議会としての中間まとめや、自治会等へのアンケート調査結果を踏まえて、「可燃ごみ」を週1回又は週2回収した場合のパターンを、次のページの表2.1として整理しています。

33ページです。ここからは、以上のまとめを踏まえた、社会実験の必要性と、その概略を記載しています。

34ページです。社会実験の1つは、「(1) 利便性の向上を目的とした選択的戸別収集」についてです。図2.3では、左から右にかけて、「現在」から「長期的展望」に向けた時間軸を設けています。そして、上段の集合住宅ですが、基本的な世帯は「可燃ごみ」に限定した戸別収集の対象には該当しないと考えられますので、右向きの矢印を付しております。一方、戸建て住宅についてですが、通常のごみ集積所収集と平行して、社会実験を平行して実施しますので、全ての地域で行うことは物理的に難しくなります。つまり、社会実験を行う期間は、市内全域を見渡すと、ごみ集積所とモデル地域の戸別収集が併存するかたちになります。そうした意味において、社会実験としての検証要素を満たし、かつ、一部のモデル地域に限り戸別収集を選択できるという意味で「選択的戸別収集」という表現を用いています。社会実験を行った後のプロセスについてですが、図2.3のとおり、モデル地域として戸別収集の対象となった方々にアンケートを実施し、その内容について市は情報を把握します。その後、車両数や人員数、コスト等の様々なデータを把握した上で、全市的な水平展開が可能か検証作業を行います。そして、その検証結果をもとに、平塚市民全体に向けて、パブリックコメントを実施するといった段取りになるものと考えております。図2.3の下をご覧ください。「ア」では、対象とするごみの区分を「可燃ごみ」、「イ」の条件においては、社会実験になりますので、判断材料を精査するために必要な条件に合致する地域をモデル地域として選定することが望ましいとしております。基本的には、指定した地域にお住まいの「全ての戸建て住宅」の方を対象とすることとしています。

35ページです。これは社会実験を行うときの、通常のごみ集積所と選択的戸別収集に対する目的等に関する比較表です。

36ページです。これは、今後福祉的な配慮を必要とする方が増加していくことを想定した、福祉収集の拡充に関する内容です。既存の福祉収集にプラスして行うサービスですが、ここでは可燃ごみのみを対象とするものです。37ページの表2.2を御覧ください。既存の福祉収集と、これから行おうとする追加的な福祉収集の案についての比較表です。既存の福祉収集の対象者は、要介護の認定度数や、障がいの等級を判断基準にしています。そのため、なかなかごみ集積所までごみを運搬することが非常に困難であるとの認識のもと、全てのごみを収集の対象としています。一方、今回の追加的な福祉収集はそうした程度の障がいはお持ちでないものの、生活支援や公衆衛生の保持という点から、収集の支援を行うことが必要ではないかという認識のもと設定しています。36ページの「ア」に戻っていただきまして、そうした理由により、対象とするごみを、介護等によりオムツ及び在宅医療廃棄物等を含む可燃ごみとし、収集頻度は通常の福祉収集と同様、週1回としております。

38ページです。これは、共働き世帯等の理由により、通常のごみ集積所への排出が時間的に困難な方を対象に設定しています。そのため、ごみの区分に関わらず、個別対応により、全てのごみを収集することが必要になりますので、(1)や(2)のように、廃棄物対策審議会としての中間まとめや、アンケート調査結果をもとにした設定とは別に、「全てのごみ」を対象としています。なお、このオーダ

一のニーズについては、母体数として不明瞭なところが多いのが実情です。そのため、(1)の「利便性の向上を目的とした選択的戸別収集」に関して行った社会実験後のアンケートにおいて、そのニーズを把握したいと思っています。(1)の社会実験では、そのモデル地域に含まれる全ての戸建て住宅が対象になりますので、(3)に該当する方に関してのニーズも把握ができるものと考えています。なお、この対象者については、(1)や(2)と異なり、全てのごみの収集が必要になりますので、実施する場合は、アンケート調査結果の内容を踏まえる限り、受益者負担により民間事業者を活用することが望ましいと考えられます。

39ページです。「Ⅷ. 終わりに」では、戸別収集に対するアンケート調査では、有効回収率が78.8%と非常に関心の高いテーマであり、社会実験を行う場合は、現況の収集体制を最大限に活用することをまずは検証すべきであることなどを記載しています。そして、これから迎える本格的な高齢化社会を前に、戸別収集の段階的に充足していくべきことを最後に記載しています。

(会長)

今、戸別収集に関する説明をしていただきましたが、何か御質問等はございますか。

(委員)

質問の前に確認ですが、今回の資料は事前に配布されたものでしょうか。配布されていないということであれば、事前の配布をお願いします。また、戸別収集によってごみの減量化が期待できるというように記載があったように思うのですが、それを裏付けるバックデータはありますか。

(事務局)

今回の資料の中には、戸別収集とごみの減量化を関連づけるデータはございません。資料については次回から事前に配布するよう努めます。

(委員)

3ページのところに「戸別収集はごみの減量化及び分別の徹底に効果的であり」とありますが、その裏付けのデータはないということでしょうか。

(事務局)

この資料(答申)の中では触れておりません。この「戸別収集に関する調査研究について(答申)」の前に、「家庭系ごみの有料化について」に関して提言をいただきましたが、その中では、他市において有料化導入の検討時に使用されていたデータを引用した部分はありますが、この答申の中ではございません。

(委員)

戸別収集によると収集コストが、高くなることが想定できますが、戸別収集を仮に実施したというときに、その収集コストがどの程度変化するのか、シミュレーション等をしたことはあるのでしょうか。

(事務局)

答申書の18ページの部分のところかと思いますが、金額のところについては直接書いてございません。近隣市とは道路環境や地理的な環境も異なりますので、ここでは車両及び人員のみの記載としております。しかしながら、この数値も理論値ということになりますので、社会実験を行ってみないと正確なところはわかりません。今年度、委員の皆様には、社会実験のやり方を御議論いただきますが、その御議論いただいた手法により、この理論値のとおり実施できるのかどうかは、やはり社会実験をやっ

みた後に検証し、確認してみないとわかりません。そこで、はじめて費用的なところも計算できてくるものだと思っています。

(委員)

ごみ処理についてはコストも重要になってきます。今説明のありましたように、社会実験を受けてコスト計算をお願いしたいと思います。

(会長)

戸別収集を実施してみた場合にどのくらいのコストがかかるのか、現体制でどこまでできるのか、現体制でできないとなれば、委託した場合どのくらいのコストがかかってくるのか、実験してみないとわからないと思います。それでは、戸別収集の話も出ていますけれども、資料4・資料5に戸別収集の中でも「福祉収集の拡充について」、まとめていただいたものがありますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

資料4から御説明いたします。要支援1から要介護5の支援度の目安を示しています。表の欄外にIADLの説明書きがありますが、今回の福祉収集の拡充の議論の際には、このIADL、手段的日常生活動作に関わる能力の低下の程度が、参考になってくるものと思われま。IADLの用語は、要支援2から登場しますが、介護者の自立支援の側面も考慮しなければいけません。介護度に応じた容態について、この目安を参考にさせていただければと思います。

資料5について御説明します。

1枚目です。上段の表は、65歳以上の第1号被保険者数と要支援及び要介護者数の全体数を、下段には、介護保険上の認定率を示しています。平成26年9月の欄を縦に御覧いただきますと、15.00%とあります。これは、第1号被保険者数63,910人のうち、要支援及び要介護者の数が9,588人であることから、この割合を示すと、15.00%となる計算です。下段の表は、平成27年度の状況として、65歳以上の第1号被保険者数と、あわせて、65歳以上の高齢独居及び高齢夫婦の世帯の合計数を示しています。福祉収集の拡充を考える上で、収集箇所数がポイントになります。ここでは、そのポイント数に近似した値として、こういった値も参考になるものと思っています。

2枚目です。表は、要支援1から要介護5までの数を住居区分に分けて記しています。戸別収集の対象となるのは、施設に入所している方ではなく、宅内に居住する方です。そこで、ここでは介護保険課から提供を受けました【A】の全体数から【B】の介護保険事業状況報告の値を引いて、宅内数として試算値を示してみました。また、一番下には、平成30年3月に福祉部で策定した「平塚市高齢者福祉計画」の中から、「日常生活で手助けしてほしいこと」のうち、「ごみ出し」を期待する居宅の要介護認定者の割合を抜粋しました。これによると、24%の方が、「ごみ出し」に対して期待を寄せているとのこと。

3枚目です。表は、要支援1から要介護5の認定を受けている方を、年齢区分ごとにクロス集計したものです。例えば、65歳から69歳の方で、要介護1の方は、106人いらっしゃるという見方になります。制度設計に基づく、潜在的な人数を考える上で、参考になる資料として、介護保険課から資料の提供をいただきました。以上です。

(会長)

ただいま、事務局から説明がありました。今回の戸別収集に関する議論は、福祉収集の拡充に関するものです。既存の福祉収集との比較については、資料3の37ページにあるとおりです。介護保険制度に基づく公的なサービスの網から漏れてしまう方に対し、生活支援を主な理由として幾つかの資料が提

示されていたと思います。また、事務局からは、日頃、介護などの福祉関連の取組にも御協力いただいている委員からも、実際に肌感覚として感じられているところもお話を聞かせていただきたいとのことでした。まずは、その辺りから御意見はありますか。

(委員)

花水の町内福祉村の運営委員を行っています。コーディネーター制度というものがあまして、月に数回、電話相談を受けていますが、幸い生活支援の相談があまりないのが実情です。ごみに関してですが、花水地区は8自治会のうち3自治会が海の方に面しており、集合住宅があります。県営、市営が3自治会にありますので、年に何十件というわけではないのですが、ごみ出し支援の要請がきます。御本人からと包括支援センター、ここでいうと富士白苑ですが、そちらからお願いがまいります。直接の場合は福祉村で対応します。ただ、コーディネーターをやっていますけれども、素人ですので、運営委員会等で議論をして、どういう方向で受けるか、また、すぐに受けるということはないで、いろんな助言をするようなかたちをとって、御自分で工夫していらっしゃる方もいます。包括支援センターからきた場合には、むこうから相談員の方がきて、一緒に福祉村の役員と伺って、話を進めるというかたちをとらせていただいています。だいたい一人暮らしで、包括支援センターの方がくるような人、御自身で言ってくるような人ですから、要支援1、2の人です。要支援1、2ですが、福祉村で対応しようと思っても、福祉村の運営委員等も高齢者が多いのが実情です。なかなかお手伝いできないようなかたちになります、何とか工夫してやらせていただいています。長期にわたってではなくて、一時的に足がけが等により具合悪くなってしまったとか、そういう方が多くいらっしゃいます。つい先日、介護認定を受けていないで、相談に来られた方もいらっしゃいました。急に具合が悪くなってしまったらしく、その方はお手伝いしながら2か月ほどでお亡くなりになりましたが、御相談はごみ出しに関してでした。今回、廃棄物対策審議会においてもそういったところに焦点を当てて議論がされていますので、進めていくことができればと思っています。

(会長)

申し出によって対応が異なるということですか。

(委員)

民生委員から連絡があるときもありますし、民生委員が受けてやってくれるときもあります。この頃は御本人からの申し出が多いです。花水地区では、一戸建てのところは、向こう三軒両隣ではないですけれども、助け合ってやっているということも聞きます。相談に見えられるのは集合住宅の方です。

(委員)

今の話は自治会に加入している人と、加入していない人に関わりなくあることでしょうか。

(委員)

はい。困っている人をお助けするというのを基本に動いていますので。

(会長)

困っている方が公的サービスを受けていられればいいのですが、そこから外れてしまう人がいらっしゃるんですね。実際にごみを出すのに非常に無理がかかっている方、要介護が厳しくなればなるほど、公的なサービスの対象にはなるんですけれども、そのギリギリの方が、外れてしまっている。その辺の方々のごみ出しに大変御苦労されている。誰か手伝ってくださる人間関係が築かれている方であればいいかもしれませんが、なかなかそうはいかない方をどう救っていくのか。

(委員)

この間あった一件は、同じような年代ですけれども、やったださっていたんですけれども、その方が高齢になってきて、具合が悪くなったから、お願いしますというものでした。だいたい要支援1、2の方です。

(会長)

社会実験をする上でどのあたりまでを対象とするのかを決めていかなければいけません。データの集計、分析等もありますので。やみくもに拡大しても意味はないと思います。現状のサービスを受けている人は除くものとして、そうでない人たちをどこまでカバーするのか。

(委員)

私たちの福祉村では、現在福祉収集を受けている方の人数はわかっていません。その中で、年間10件程度なのかなと思っています。

(会長)

資料4、資料5のところで、福祉収集の申請が公に出ているのはわかると思うのですが。

(事務局)

本日の会議に至るまでに、庁内の福祉部関連のところにヒヤリングをしてみました。私共は環境部になりますので、どのあたりまでを支援を行う必要があるのか、福祉部としても自立支援というところを念頭に施策を展開している面もあります。その自立支援により生活を行うことができれば、それが一番いいということになりますので、そのギリギリのところを考えていきたいということです。要支援1、要支援2は資料4の容態に書いてあるようなところを言いますが、この介護度に関しては、なるべく介護保険制度を使わずに、自活できる道を探るべきというのが、福祉部の基本的な考えにあったものです。この資料4のなかで、IADLの指標が要支援2、要介護1のあたりからでてきますので、このあたりの低下が見られるところは、なかなか自立支援と念頭においたとしても難しいのかなというところで、対象として考えるべきなのかなと思っています。

(会長)

まず社会実験としてやるときには、非常に手広くやるという方法論もあるのでしょうかけれども、確実に対象となる人数が確定できて、しかも、そういったひとは公的サービスから外れているからこそ、ここでバックアップする必要があるという人たちに絞る必要があるということが多分にあると思います。その辺のところの考え方を御了承いただかないと話が進んでいけないと思います。いかがでしょうか。公的サービスで対象となるのは、要介護2あたりから対象になるのでしょうか。要支援1、要支援2というのは、まだ自立する可能性があるわけですよね。でも、実際には厳しいというのが委員の御指摘された部分かと思います。対象を拡大しすぎると社会実験も難しくなるという面もありますが。ある程度限定したかたちではじめてデータをとって、それを拡大していくという考え方もあります。最初から手広くはじめて、無理だと答えるべきものなのか、ここならできるということで実際にどのような単位で、たとえば必要な人員、車両、時間を試算し、それを拡大していくという方が実質的かと思います。

(事務局)

収集サイドのところで、現在行っている福祉収集と今後について御説明したいと思います。今行っているものは、有料の粗大ごみを除いて全てのごみを一括して戸別収集というかたちにしています。その

サービスを受けられるかたの対象は、介護保険法でいうと要介護2以上の方で、かつ、近隣住民の支援を受けられない独居の方、もしくはお二人でお住まいの場合の両方が要介護2以上の方に限定されます。平成30年3月末の時点で対象は89名になります。この数字は近年横ばいの傾向にあります。今回、資料3の中でお示ししております福祉収集の拡充について、福祉サイドへのヒヤリングを踏まえる限りは、要支援1、2のところは、自立支援のところもあるので、今後のことも考えると、サービスを上げすぎて、自立ができなくなるという懸念があるとのこと。実際には要介護2のところについては、今現在の福祉収集の対象になっておりますので、要介護1ないし、要支援2の状態によっては、今回の福祉収集の拡充として対象になるのではないかと考えております。

(会長)

資料3の表22のところ、今御説明いただいた内容です。要介護2以上が現体制で戸別収集の対象になっています。申請していない人はいるかもしれませんが、公的なサービスを受ける権利はあることになります。従いまして、そこから外れてしまう人たちに、支援が必要な方を対象にとりあえずやってみて、データをとることが必要になります。調査を行うには、対象を限定しなければいけません。

(委員)

やはり要支援の方というのは、私どもの地区では一時的な方が大部分です。要支援と要介護では全く意味が違いますので、要支援の方というのは自立支援の方向にもっていかないといけませんし、地域では長期の支援はできませんので、やっぱり様子を見ながら打ち切るというかたちをとらせていただくこともあります。要介護の方は、やってあげなくてはいけないのかなとは思いますが。

(会長)

要支援と要介護ではだいぶ違うということですね。

(委員)

はい、違います。

(会長)

要介護に関しては、良くなる可能性が非常に少ない。やはり支援の対象として考えるべきということでしょうか。要介護2以上については、公的サービスがあるわけなので、そこにまかせる。そこを調査対象とするのはおかしいということになると思います。要支援2を対象とするのならば、要支援1は当然のこととして対象からは外して考える。そうすると要支援2をどう考えるかということになります。要介護1に限定するか、要支援2と要介護1を対象とするか。それで実際に社会実験をできるかどうか。

(委員)

今回の社会実験というのは、これまでの延長線上ではないということですよ。対象も違うのでしょし、やりようも違うわけですよ。既存の福祉収集は、要介護2以上の場合だと全てのごみを回収するということですよ。36ページを見ますと、介護にとどまらず、「子育て等によりオムツ及び在宅医療廃棄物等の可燃ごみの戸別収集を希望する世帯」とあります。やることも違うし、対象も違うということですので、一体何をやろうとしているのかがぼやけているような気がします。子育て支援に特化したことを何かしますということならわかりやすいのですが。例えば何歳児以下のお子さんがいらっしゃる家庭を対象にしますというように。やったことと、効果がわかりやすい社会実験にする必要があります。介護が必要な方という限定すると難しいのかなと思います。要介護2以上はすでにケアできているわけですし。ごみについて取り上げることにあまり意味がない。要介護が進んでいくと施設に入ら

れている方が多いでしょうし、要介護5の方は一人で独居の方というのはあり得ません。そうすると要支援2以上を対象とし、隙間を狙っていくということのイメージが持てません。事務局の方で何かイメージをもっているのであれば、お示しいただければと思います。

(事務局)

御指摘のターゲットがよくわからないという点ですが、先ほど担当の者からも説明を差し上げましたが、この福祉収集の拡充を検討するにあたり、当初子育て支援も考えられるのかなということで福祉部のほかに健康子ども部にもヒヤリングを行いました。そこでは、直接的にごみ出しに関する困り感や、ヒヤリングの中ではなかったというのが実態です。一方、ごみ出し支援についてですけれども、資料5の2枚目になります。要支援1から要介護5の対象の方が平成30年4月末現在で11,052人が該当します。うち施設に入られている方は、1,404人です。実際、宅内でお住まいの方が差し引きかなりの数にいます。介護保険の対象となっている、支援の対象とはなっていないけれども、今後の高齢化社会の進展ですとかを考えますと、困り感というものが将来的に増えてくるのだろうと考えています。そこで、ターゲットとしては、高齢者をターゲットにして、要支援1と要支援2は自立支援を促進していくというところがありますので、そこはそこで頑張ってくださいという考えです。要介護2以上につきましては、福祉収集の対象にもなってくるというところなので、例えば要介護1の方を支援の対象としてはどうかなということも事務局の中では議論してまいりました。その他にも年齢的にもどうするかということもありますので、あまり若い方を対象にするのも、どうなのかなということもありますので、例えば80歳がいいのか、75歳がいいのか、65歳がいいのか、そういう部分もございます。後期高齢者という枠組みの中で、75歳というところもあるのかなと事務局の中でも議論がありました。

(委員)

日本は申請制度なので、介護保険制度を御本人がどうしても使いたくないと、プライドとの闘いでもあるんですけど、そういうケースもかなりあるんだと思います。実際にケアマネジャーに家の前に来てもらったのに、家族は受けてもらった方がいいと思っても、本人が受けたくないと言ってなかなか前に進まないこともあります。何も制度を使っていない方、自治会にも入っていない方、でも困った感を御本人はひょっとしたら整理できていない方にとっては、福祉的なフォローがきちんとできていないと福祉的な戸別収集ですよといっても、本当に必要としている方のニーズがわからないのではないかと思います。例えば、ごみ屋敷状態で、それが地域の住民から市の方に相談があれば、そこから切り口を見つけて、福祉的なケースにつながることもあるでしょうけれども、お家の中だけでそのような状態がある場合は、なかなかごみの状態や生活の面が見えていけませんので、お家に入っていきかけが、児童・民生委員にもないし、役所にもないし、そこが自治会とか福祉村とかが実際に困っているところなのではないかと思います。そこが介護認定を受けていないところにもあるのではないのでしょうか。そこも一緒に考えていく必要があると思います。

(会長)

そこまで拡大してしまうと、收拾がつかなくなってしまいます。現体制の制度に対する平等性といいますか、きちっと介護申請をした人に対しての平等性は、個人がやることではなくて、市がやることですから、公がやることですから、公がやることなのに、私的判断が入って、それによって扱いが違うということはまずいと思います。きちっとした制度に基づいた申請があり、それに対し平等に対応しなければならないというのが平塚市としての姿勢であって、そういうものからずれてしまって把握できない人たちまで、その対象を拡大するというのは制度的に問題を受けるのかなと思います。大変失礼ですが、そこはブレーキをかけた方がいいと思います。

(事務局)

ごみの収集を行っている立場としては、のべつ幕なしに申込のある方全員のところに行きますというのは難しいです。そこはある程度の条件を絞ったうえで、なおかつ、福祉部局がサービスとして提供しているところに割り込んでいくつもりもないですし、それは福祉部局として、きちんとやっていくべきものだと思います。また、私どもで行っている福祉収集も維持していきます。自治会、地域、福祉村で行われている地域の見守り作業や支援といったものに対しても割って入るつもりはありません。地域で円満に解決されているものについては、地域でどんどん進めていただきたいです。それが一番継続的な施策の進め方だと思っています。私どもが今回の社会実験を通じて広めていくというところは、地域とのつながりが薄く、かつ、ごみステーションが近ければいいが、例えば私は近いから出しますという方は要介護1であろうと要介護2であろうと対象にはしません。ですけど、高齢になって、少し足も悪くなって、目が悪くなってという方が、今まではちょっと遠くのところだけでも時間をかければ行っていたんだけど、こういったサービスがあれば、是非市役所の方で家の前にごみを出せばとってくれるというところで手を挙げていただける市民の方がいらっしゃれば、私どもも通常の収集のできる範囲内でお手伝いをしていきたいと考えています。従いまして、対象が1,000人、2,000人、何万人というかたちになってしまうと、収集サイドとしてはできませんというかたちになってしまうので、その辺で収集業務としての絞り込みもかけながら、今お一人で頑張ってもらえる方を対象に申請を受けながら、やっていければと雑駁ではありますが思っています。

(会長)

申請があったものに対して対応するとなると、要介護1ではない人も出てくる可能性がありますよね。

(事務局)

実際には要介護1の方と要支援1の方がいらっしゃって、私どもの作業状態がオーバーフローしてしまっている場合があると、どちらかを優先しますかというところまで考えておかなければいけません。この辺を曖昧にしておくのと、のべつ幕なしということになって、この制度自体が実際のほかの家庭ごみの収集に影響がでていけないことなので、あくまでも我々のできる範囲で、できる範囲というのは今現状の直営の範囲で最大限活用していくところにあります。

(会長)

ある程度の絞り込みをしていかないと、社会実験そのものができなくなってしまう。そのところは要介護1のところまで切るという選択になると思います。要支援と要介護の段差が大きい部分がありますので、やっぱり要介護1で切り、かつ申請のあった人になるでしょう。要介護1はある程度申請がある部分については把握ができると思います。要介護1で要請のあったものに限定するということでしょう。

(委員)

資料5の2枚目に【A】全体、【B】施設、【C】宅内とありますが、お一人暮らしの人数はわかりますか。

(事務局)

把握しておりません。

(委員)

結局、要支援でも電話相談のある方は独居の方、お一人暮らし高齢者です。今、65歳から70歳以上にお一人暮らし高齢者の調査年齢が引き上げられたかと思います。民生委員による調査になりますが現在、花水地区だけでも実質的に確認できただけでも534人のお一人暮らし高齢者がいるという数字ができました。そういうところを考えると、要介護の方というのは家族が一緒にいると思われれます。お一人暮らしで要介護5というのは実質的にいないと思います。そうすれば家族がごみを出すことができます。逆に、軽い要支援1、要支援2の方のように怪我をして、ちょっと足が悪くなった方で独居の方は本当に困っていると感じます。民生委員会の会議では、そういった報告がありました。

(会長)

今、様々な御意見をいただきました。対象を絞るということに関してはコンセンサスを得られていると思っています。そうすると、それをどこで切るのかということですが、要介護1で切るというのが考えられる線かと思っています。また年齢の問題かと思うのですが、今日ここでどこにするということを決め切ってしまうことは難しいとは思っています。一番狭く切る切り口としては、要介護1以上で、かつ75歳以上の後期高齢者を対象とすることが、数字的には取りやすいのかなと思いますし、人数的にも少ないので、実際に社会実験としてやってみる可能性がありそうな領域としては出てくるでしょう。それ以外に、独居老人ならば、要介護1でなくても、公的サービスの対象でなかったならばという線も出てくるかもしれません。それが、どれくらいいるのか今の段階ではデータの的に掴みようもありませんが。その辺も含めて事務局に検討していただきたい。どの辺で切るのが妥当か、また実際に実験ができるかというところで検討をお願いします。私の個人的な考え方としては、要介護1で切って、後期高齢者の75歳以上で切れば、かなり絞り込むことができると思います。絞り込み過ぎてしまっているのかなという心配もあります。それと、独居老人でかつ、申請のあった者に限定して、要介護1若しくは要支援2くらいを対象に、どのくらいの人があるのか、あまりにも人数が多かったときには、社会実験ができなくなってしまいます。思い切って絞り込んだ場合は、先ほど私が指摘させていただいたようなかたちかと思っています。少子高齢化の波というのは急速な勢いでできています。またごみ出しの問題というのは生活をしていく限り必ず発生するものです。そういう人たちを支援していく、そして地域の生活のしやすさの基盤を整備することの重要性はますます高まっていくはずで。対象は独居老人で、弱者の老人の方々をいかに、制度の中にとり込んでいくかが重要になります。人手と時間と費用がかかるかというところを社会実験の中で、対象を限定して確認していく必要があります。まず、対象を絞り込むということは了承をいただきましたので、絞り込み方が要介護1で、要介護2以上は公的サービスがありますので、いくら社会実験とはいえ、邪魔するというのはよくないと思いますので、要介護1の方を対象にするという線は妥当かと思っています。そうすると、あとは選択でニーズを把握していかなければいけないということになりますので、どの辺で切ってみたらよいか、事務局の方で案を検討していただければと思います。多くなりすぎると社会実験になりませんので。戸別収集に移行するかたちのデータの一環として、ワンステップとしてとるわけですから、将来的には全世帯についてこれで対応するというのも考えないといけません。まず小規模で必然性の高いところをやってみて、どれくらいの人手と車が必要になるのか。狭い路地に入っていかなければならない場面も出てくるでしょう。収集の効率というのも悪くなります。場合によっては、人手を増やさないといけないことも考えられます。その辺りの検証が社会実験の意義だと思っています。

(委員)

37ページに書かれている既存の福祉収集は安否確認を含めてとなっています。ここにある既存の対象者は、これではいけないのですか。これを広げようとしているのですか。子育て支援は別として。今会長がおっしゃるような意味では、既存でやっている要介護2以上とか障がい程度とかですが、あまり障がいを含めてその程度が高い方は施設にいるだろうし、最も高齢世帯であり、独居老人であり、健常

者がいない世帯というふうにならざるを得ないのだと思いますけれど、それが37ページの表では、広げる必要があるのでしょうか。

(会長)

既存の福祉収集は現段階でやっているわけなので、データはとれますよね。それは戸別収集を最も必要とする人たちですよね。その方々に対してどれくらいのお金がかかっている、それは現段階でやっているわけですから。その対象を拡大したときに、どれくらい増えるのか。拡大の場合も急激に拡大してしまったら困めないので、拡大した根拠が明確でないと、社会実験した意味がありません。そうなると、要介護1に拡大して、年齢を75歳以上に拡大すると、たぶん独居老人に該当する可能性が高くなると思います。そのときに、どれくらいの人手、車、費用、時間が増えてくるのかというところを捉えて、そして地域を拡大したときに、比較的戸別収集をやってほしいという要請の強い地域に拡大したときに、それでまたどれくらい増えるか。というように段階的に社会実験をやっていくと、本当のところはわからないと思います。

(委員)

現段階で何戸くらいまで増やせる予定ですか。既存の体制をいかすとすると、必然的に対象の範囲も限定されてくると思われましたので。

(事務局)

先程の公的サービスのお話がありましたが、介護保険におけるごみ出しサービスについては、時間で30分をかからないサービスの給付になりますので、介護保険の方ではごみ出しだけの通常のサービスは受けられないのかたちになっています。その点は御承知をいただきたいと思います。また、地域の方が自主的に支援をいただいていることは大変ありがたいことだと思っております。介護保険の方では、容態に応じて認定されていますので、一時的な状態での介護認定については、別の施策の支援ということになります。それから、要介護2以上は、現行のところということでございますが、福祉サイドで高齢者福祉計画の策定にアンケート調査を実施しておりまして、先ほど担当の方からも説明をさせていただきましたが、宅内で要介護を受けられている方の24%の方が、ごみ出しの支援を期待するというような回答をいただいております。そういったところの状況も考えますと、現行の福祉収集においてサービスはある程度いきわたっているけれども、それでも4分の1の方がそういったサービスが必要だと感じていただけるのかなと思いますので、そういったところに何かしらの支援をしていきたいと考えております。

(会長)

要介護1の方でも、要請を必要とする方がいるということですね。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(会長)

高齢化社会が進めば要介護1の申請も増える可能性がありますから、現体制は要介護2以上のデータは取っていますが、それが要介護1に拡大したときにどれくらい増えるのか。そして、地域に拡大したときに更にどれくらい増えるのか。そして、その時に現体制でどのくらいまでやれるのか。これの答えを出すのが今回の社会実験における最大のポイントだと思います。そうした意味において、要介護1からはじめるのは、私は妥当性があると思います。

(事務局)

会長の方からコストの話と体制の話がありました。また、何名くらいを対象に考えているのですかという御質問もありました。体制としては現体制を最大限使ってという話がありました。当然これから職員の退職が増えていきます。今現場の職員は、人員不補充の状況です。ですので、年々、現場の職員、ごみの収集が一番大きいところにはなりますけれども、道路とか、みどり公園とか現場の職員のいるところは、自然に退職して、全体の数は減っていくことになります。その中でごみに何人振りわけののかということは職員課サイドとかとの話になるんですけども、現状私のところには130人の職員がいて、そこから退職者が出て、減ってきます。従いまして、現体制を維持できないとなれば、当然委託という選択肢もでてきますけれども、まだそれは現状としてこれからという話になってくると思っています。あくまで現状の体制を最大限に使って、130人を使って、範囲を広げられないかということになると、今32台で可燃ごみの収集をしていますので、この32台で何軒まで増やせるかというのが、この拡充のポイントなんだと思っています。新たに人を雇い入れてとか、新たに委託をしてという選択肢はまだこれから先ということですが。現状で考えれば、この32台を最大限に活用して、何軒の方を救っていくことができるのか、その対象をどういう考え方で絞っていくかというのが、今御議論いただいているところの中心だと思います。平塚を2ブロックで週2回収のかたちにしてはおりますが、この週2回の回収を1回にするとか等の選択肢も含めれば、回れる回数も変わってきます。車両も最大限に活用しながら、様々な条件において設定できる状況も変わってきますので、とれる数字はとっていきたくて考えています。具体的には300~400くらいの軒数の増加を何とかですが考えています。

(事務局)

先程から要介護2というお話がありますが、今現在の福祉収集というのが、介護保険における要介護2以上を世帯全員の方が受けられている場合になります。つまり、それ以外の方が同居されているときは対象になりません。今回の拡大で考えているのは、世帯として要介護2と要介護1の方が同居されている場合です。既存の福祉収集では対象になりませんが、そういった辺りまでを対象にできないかというものです。そうしたときに、要介護1以上で、かつ75歳以上の後期高齢者の方を対象としたときに、先ほど事務局からの説明にもありましたが、宅内で要介護を受けている方の2.4%がごみ出しの支援を期待しているとか等の要件を全体値に乗じて試算すると、見込みとして400世帯が対象になってくるのではないかと考えております。その400世帯のうち、既に90世帯については、既存の福祉収集の対象となっておりますので、この拡充において新たに増となる世帯は約300世帯と見込んでいます。この中には、更に自分でごみ出しはできる方、ごみ出し支援を期待しない方もいらっしゃると思いますので、この数値はおそらく最大値ではないかと考えています。現行の収集体制を鑑みたときに、ギリギリの数になるのではないかと考えています。

(会長)

これだけの御意見をいただいておりますので、本日は決めてしまうということにはできないと思います。繰り返しになりますが、絞り込むということはいいと思います。要介護1を前提にして、どういうふうにして現体制をフル稼働することを前提にしたときに、対応することができるのか。要介護1で切るとどれくらい的人数で、それを年齢で区切ってみるとどうなるかというところの具体的なデータを少し事務局の方で出していただいて、次回の審議会において、基本的な方針を決めるということで、時間的には間に合いますよね。皆さんも判断のしようがないと思います。今日はじめていらした方は、説明を聞いても、これを繰り返してみただかかないと、我々が今までやってきた流れというものが、なかなか理解されないんだろうと思います。すぐに戸別収集に移行するといっても、だからお金がかかるので、ごみ袋を有料化にすると持っていけば、それは平塚市民から総スキャンにあうことになります。ですから、

そういった進め方ではなく、どこまで直営を最大限活用した戸別収集ができるのかをまず社会実験を試みようということだろうと思います。だったら、福祉の特徴を出して、現行の収集体制から外れてしまっている方の救済をベースにして、まず福祉収集の拡充というかたちでやってみて、実際にできるかどうか、現体制をフル稼働することで対応ができるかどうか、もし可能であるならば、更にどの程度まで伸ばすことができるのか、答えは世帯数で出てくると思います。既に要介護2以上についてはデータをとれるわけですから、それをベースにして要介護1まで拡大したときに、その対象を年齢で切っていたときに何歳くらいまでなら対応できるようなかたちが出てきます。事務局には投げ返すようなかたちになりますが、試算をお願いします。それでは、本日の結論を踏まえて、事務局には内容のまとめをお願いします、第2回目の審議会で内容の確認をしていきたいと思えます。よろしいでしょうか。これで、本日の議題については終了となりますが、事務局から「その他」として何かありますか。

(事務局)

特にありません。

(会長)

以上で議題の(1)から(5)については、終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、4の事務連絡について、事務局からお伝えします。

(事務局)

次回の廃棄物対策審議会ですが、先ほども少しお伝えしましたが、第2回目は国立環境研究所から多島研究員を講師にお招きし、御講演をいただく予定です。なお、先方様から、候補日を8月22日(水)として伺っていますので、この日に開催をさせていただきたいと思えます。場所は改めて御連絡させていただきます。以上です。

(事務局)

本日は、これで第1回目の審議会を終了します。お疲れ様でした。

以上